

Title	正倉院文書からみた光明子家産
Sub Title	A study on the estate of Komyo-shi based on Shosoin documents
Author	十川, 陽一 (Sogawa, Yoichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2011
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.80, No.1 (2011. 3) ,p.1- 19
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20110300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

正倉院文書からみた光明子家産

十川陽一

はじめに

近年平城京左京三条二坊八坪と二条二坊五坪との間の二条大路の南北溝から出土した、いわゆる二条大路木簡の出土などにより、皇后宮職の実態が徐々に明らかになってきた⁽¹⁾。従来、皇后やキサキの家政機関については、古代史全般を通じて見れば関係する論考は数多いが、正面からこれらについて検討を加えたものは少ない。その中で、奈良時代の皇后宮職に関する研究は、史料の残存状況もあって、必然的に光明子の皇后宮職が対象とされることが多い。まず現在の研究状況を大まかに把握しておきたい。

早い段階の研究としては、奈良時代の政治史や仏教史との関連の中で光明子の皇后宮職を評価した、瀧川政次

郎氏や井上薫氏の論考が挙げられる⁽²⁾。その後岸俊夫氏が、光明子の立后について検討される中で、大化前代から奈良時代前半までの皇后（キサキ）の地位・その経済基盤などについて論じられた⁽³⁾。特に光明子の皇后宮職について、光明立后と同時に従来の中宮職とは別に皇后宮職を新置し、経済基盤も中宮湯沐とは別に皇后宮職封戸が新設されたことなどを指摘された。

こうした皇后宮職の理解について、その後鬼頭清明氏によって改めて基礎的な考察が加えられ、特に光明子の皇后宮職について、皇后の伝達機関であると同時に家政機関であり、「司」「所」などの下級官司を抱えること、封戸・交易雑物・庄などを中心として私的な経済的特色を持ち、律令国家財政とは相対的に独自の組織をなしていたこと、などが指摘されている⁽⁴⁾。

鬼頭説をうけながら、皇后の日常的な家政業務を掌る機関であることを認めた上で、一般王臣家の家政機関との相違点を抽出する必要があるとしたのが中林隆之氏の研究である。氏は皇后宮職は令制中宮職の一つであり、家産制的業務の遂行によって実務官人を養成する過程の役割を果たしたことを指摘された。また王権の一部を構成する皇后の意志発動の直接的基盤として、仏教事業を中心とする国家的業務の遂行という機能をも有していたことを論じられた。このように氏の研究では皇后宮職を令外官ではなく律令官制の中に位置づけ、律令官僚制と構造的に関連した、王権の直接的権力基盤の一つと理解されている⁽⁵⁾。さらに山下有美氏は、写経事業の研究の中で皇后宮職について触れられ、皇后宮における種々の事業と、仏教政策との関わりも考えるべきであるとされている。すなわち光明子家の内部組織として始まった写経機構は、王権の安定を祈願する意味と相俟って、更に立后によって皇后宮職となったことにより、国家的に位置づけられたものと指摘されている⁽⁶⁾。

中林・山下両氏の論考では、鬼頭氏の示された論点を下地としつつも、皇后宮職と律令官僚制・国家機構との構造的関連や、天皇との一体性が強調されることが特徴

的である。しかしながらこれらの見解が、鬼頭氏所論の「律令国家財政とは相対的に独自の組織」である点とどの様な関係性を持つのか、という点については十分な説明がなされておらず、律令国家・天皇家との関係性をめぐっては課題も残る。

こうした問題を検討するために、光明子家の経済基盤について理解を掘り下げる必要があると考える。今回は正倉院文書から、可能な限り光明子家の経済基盤について検討を加えてゆくこととしたい。

なお光明子の呼称については、行論の便宜上、時期によって皇后・皇太后といった区別はせず、「光明子」に統一する。また正倉院文書について、『大日本古文書』の出版記載は通例に従って略記することとし、原文書の書入れなどがある場合に鑑み、返り点は付さない。

一、光明子家産の検討

今回の検討にあたり、二組の文書に注目したい。

一点目は、^(A)天平六年造仏所作物帳案断簡(一一五五―一七八一)である。本文書は天平六年に行われた、興福寺西金堂の造営と造仏に関する錢・用度などを記した文書である。本来上中下三巻によって成ったうち、主に中

巻が現存し、「大夫従四位下兼催造監勲五等小野朝臣牛養」[大属正八位下勲十二等 内藏忌寸老人]の署があることから、皇后宮職による造営と考えられる⁽⁷⁾。

もう一点は、⑧天平宝字四年造金堂所解案である(十六―二二六く九・二二三く六・二七四く五・二七九く三〇七、二十五―三〇八く三二)。こちらは天平宝字四年の、法華寺金堂の造営に関する錢・用度などの文書である⁽⁸⁾。光明子が生前最後に行った法華寺の整備事業であり、天平宝字二年の病から発心した写経・宝物献納などと一連の事業であると位置づけられている⁽⁹⁾。

このように二組の文書は、いずれも光明子と強く関わって行われた造営に関するものである。すなわち両者を比較・分析することによって、天平六年と天平宝字四年の光明子家産の変遷をたどることができるものと考ええる。

(1) 天平六年の光明子家

まず④の文書から検討を加えたい。この中で造仏所に対して納められた種々の物品の納入主体と物品名を整理したものが、表1である。以下これらの納入主体について確認することとしたい。

薪椽を納入している「山口」については、すでに鬼頭

氏も触れられているが、天平十年八月十五日粟粉検定啓(二二―一〇〇)に「山口庄」が見えている。

謹啓

合粟壹萬玖伯玖斛(用廿二斛四斗四升)
見定壹萬捌伯捌拾陸斛伍斗陸升

表1 天平6年造仏所作物帳

納入主体	木材	土・石	金属	生活	その他
嶋宮				藁	
岡田・岡田園	桐			焼炭	
肩野		土			
芳野・吉野山	桐形花	石			
山口				薪椽	
大倭国	桐				
河内国	桐				
山背国	桐	水精			
近江国					紙麻
伊賀国			雲母		

宮裏収納七千六百卅四斛五斗陸升へ外廿九斛
山口庄収納三千二百五十二斛

初貳仟壹佰玖拾肆斛壹斗參升

宮裏収納一千七百卅一斛一斗三升

櫛本庄収納四百六十三斛

以前、檢定粟初如前、謹以申聞、謹啓

天平十年八月十五日

ここでは「宮裏」すなわち皇后宮と並んで「山口庄」に粟・粃が収納されていることが確認でき、同文書中に見える櫛本庄とともに光明子の皇后宮直結の庄であると考えられる。¹⁰⁾

続いて焼炭を納入する「岡田」および「岡田園」については、山下氏の指摘の如く天平六写経所用度帳に「岡田焼炭所」がみえ、皇后宮職の下部機構の一つに「岡田」が存在したものと考えられる。¹¹⁾ともに焼炭と関わり、また時期も近接することから、本文書に見える「岡田」および「岡田園」も同じところを指すとみてよい。

以上のように文書^①中の「山口」・「岡田」（岡田園）は、いずれも光明子の家政機関に付属したものであり、興福寺西金堂造営の財源に、光明子家産が充てられたことが確認される。

続いて藁を納入する「嶋宮」であるが、天平勝宝二年二月二十四日官奴司解（三一三五九）に、

官奴司解 申選定奴婢事

合奴婢二百人へ嶋宮奴婢七十九人、官奴婢一百廿

一人へ

口一百人奴へ嶋宮奴婢卅四人 広瀬村常奴三人

春日村常奴三人 今奴卅一人 内匠寮今奴

十三人 奄知村常奴八人 飽浪村常奴八

人へ

口一百人婢へ嶋宮婢卅九人 広瀬村常婢二人

奄知^{村脱カ}常婢五人 春日村常婢一人 今婢卅九

人 内匠寮今婢三人 飽浪村常婢一人へ

（後略）

とある。石上英一氏によれば、官奴婢が置かれている地はかつて宮が置かれた地などであり、「嶋宮」の場合は現在の明日香村島ノ庄で、蘇我馬子の邸宅だったものが、その後天皇家の宮として機能したものと位置づけられる。¹²⁾

桐形花・石を納める「芳野」「吉野山」については、吉野宮との関連を想起したい。吉野宮は斉明二年に造営され、以後天平八年まで断続的に吉野宮・吉野離宮への行幸が確認され、離宮の事務を管掌した吉野監は天平十

年まで確認できる。⁽¹⁵⁾このことから、天平六年の吉野には離宮とその管理を掌る監が存在していたとみられる。

以上見てきたように、「嶋宮」「吉野」はともに天皇家産に属するものであったと考えられ、当事業には光明子家産のみならず、広く天皇家に付属する財源も投入されていたと理解されよう。

その他については不詳とせざるを得ない。たとえば土を納める「肩野」は摂津国交野郡とみられ、継体の樟葉宮など天皇家との伝統的な関係も想定されるが、この時期の聖武・光明との関係は明確でない。また大倭・河内・山背・近江・伊賀の諸国から桐・水精・雲母・紙麻などが納められているが、封戸からの収入は国司を媒介として納入されるため、封戸からの貢納物である可能性はある。ただしこれらの国に皇后宮封戸があった明証はなく、当該期の天皇家・皇后宮との直接的関係はやはり不明である。

このように不明な部分は残るが、少なくとも「山口」「岡田」(岡田園)などの光明子家産からの出資がみえる一方、皇后宮職所管の造営にも関わらず「嶋宮」「吉野」といった天皇家産からの出資も確認された。そしてもう一点、本文書に見えるこれらからの物品移入が、一律に

「自○○持来」(○○は嶋宮などの移入元)と表記されており、⁽¹⁷⁾光明子家・天皇家など所属による書き分けがなされていらないことに留意しておきたい。

(2) 天平宝字四年の光明子家

では続いて、⑧の文書の検討に移りたい。本文書については風間垂紀子氏の詳細な検討があり、銭などの出資主体によって「請」「給出」「進」の三種類の書き分けがなされていることが指摘されている。すなわち出資主体を記す際に「自△△所請」(△△は坤宮官など出資主体)などと書かれるものはまとまった額を収めている場合で、造金堂所の収入全体の七割に及び、坤宮官・葛城戸主といった坤宮官関係や、法華寺関係などがこれにあたる。同様に「自△△所給出」とあれば、臨時・自発的出資のうち、組織的なものや立場が光明子に近い人物によるものであり、「△△進」であれば臨時・自発的出資のうち、個人的かつ比較的小額な出資である。⁽¹⁸⁾

これらの出資形態による分類を含め、銭や物品の納入について整理したものが表2である(封戸からの収入は除いた)。以下前節と同様に検討を進めることとする。

まず白土・荒砥を納入する「佐保山馬庭坂」のうち、

表2 天平宝字4年造金堂所解案

分類	納入主体	銭	木材	土・石	金属	生活・その他
天皇家	内裏	給出				給出(糸、糸、綿、調布、薄賃布、衣、被など、堂幌、青黛、蘇芳)
	内					給出(糸)
	広瀬村					雑菜
光明子家	坤宮官	請				
	丹波宅	請、進				
	葛木大夫	請				
	佐保山馬庭坂			白土、荒砥		
法華寺	法花寺	進上				請(綿)、給出(庸布)
	(法花)寺御息	給出				給出(糸)
	院中	請				請(糸、調布、庸布、租交易布)
	(院中)貞戒尼師	請				給出(糸)、請(糸)
	東花園(苑)					請(糸、綿、調布)
	外嶋坊(小僧都)					請(白青、胡粉、(烟紫など、丹))
他寺院	東大寺					借請(雑物)
	河内知識寺				生銅	
個人 (個人名)	東板屋厚見采女	給出				
	信福尼師	請、進				
	大野内侍	進				進(糸)
	花縮尼師	進				
	阿刀内侍					進(綿、調布)
	安殿西院尼師					給出(糸)、請(調布)
	橋尼師					進(租交易布)
	武部省巨勢大夫					進(租交易布)
文部省少録内藏全成					進(緑青、丹)	
その他	池刃御倉	請				
	生馬鷹山		垣			炭
	(生馬)輪東山					炭
	山田池					瓦薪
	登美銭司村					炭
	泉泊村			土		
	村屋村					青菜、草、藁
	春日山			礎		
	鎌池村			礎		
	水沼山	槐、波米				
	伊賀山川津	雑材				
	丹波山川津	雑材				
	高島少川津	雑材				
	泉津	雑材 雑材				
	大坂石山所			白石		
	西市					米

注1) 文書の關損などにより品名が不詳のものは除いた。

注2) 網掛けは物品の購入を示す

注3) 文書上一連に表記されたもので品目が多岐にわたる場合、「など」と略した部分がある。

特に「佐保」の地名についてみると、天平宝字二年に後金剛般若経書写料薪を納めた例がある（十四―七一）。山本幸男氏によれば、当該写経は光明皇太后延命のために行われた千二百卷経の写経で、この年八月十六日に紫微内相の令により開始されたものである。またその料紙は鳴院、銭や食料等の雑物は大半が坤宮官からと、皇太后宮と関係の深いところから支出されている。¹⁹⁾このように光明子家の写経に薪を納めていることから、「佐保」は光明子家に付属する土地であったと推定されよう。²⁰⁾

「丹波宅」は銭を納めているが、これについては既に吉田孝氏の指摘があり、現物収入を交易して銭貨に換える機能を持った機関であると位置づけられている。²¹⁾また封戸からの納入物は一度丹波へ送られ、銭貨に換えて収められたとの指摘もあり、坤宮官の経済活動の中心的存在であったと位置づけられる。実際文書⑧においても、出資形態は「請」とされており、坤宮官などと同じ主要な出資主体として扱われている。また表にはないが同じ「丹波」を冠するものとして「丹波山作所」が見える。

この山作所については後述するが、管見の限り東大寺・石山寺の造営と関った史料はみえず、造金堂所に材木を供給した山作所であると考えられ、光明子家産あるいは

それと密接に関連するものと考えられる。

以上「佐保」「丹波宅」「丹波山作所」は、いずれも光明子家産およびその関連機構であると判断できよう。坤宮官ならびに葛城戸主なども含め、光明子家産が造営の財源の多くをまかなっていたことが確認される。

さて同じく本文書中に見える「内裏」は、文字通り天皇の内裏を指すと考えられ、銭・繩を納入している。こちらは前述の出資形態では「給出」とされ、坤宮官系統の財源とは区別されている。またその出資額も金堂造営事業の中ではごく一部に過ぎず、文書⑧の中でも比較的目的立たない存在であることが知られる。²²⁾

続いて雑菜の供給源である「広瀬村」について検討したい。「広瀬村」という地名自体は、前節で示した官奴司解に官奴婢が置かれたことが見えており、安閑の勾金橋宮・敏達の百済大井宮・舒明の百済宮・天武の広瀬行宮・彦人大兄の水派宮などとの関連が想起される。²⁴⁾すなわち前節でみた「嶋宮」や「吉野」と同様、天皇家産に属するものと理解してよいであろう。この「広瀬村」について注意したいのは、造金堂所における広瀬村からの雑菜入手方法が、すべて「買」とされている点である。文書⑧で造金堂所が物品調達を購入によっているのは、

「広瀬村」の他には「西市」「村屋村」がある。西市から物品を購入することは、当然ではあるが「買」という行為が自家の外から調達する行為であったことを窺わせる。⁽²⁵⁾

なおこの「村屋村」であるが、同様の地名は正倉院文書中に散見しているので、一瞥しておきたい。a 石山紙背文書に見え、「村屋宅」とも表記され、阿刀雄足と特別な関係にあった庄である可能性が指摘されているもの、⁽²⁶⁾ b 天平十九年の大安寺資材帳にみえる式下郡所在の庄（二一六五七）、c 天平宝字二年に後金剛般若料の菜類を購入している「杜屋」（十四一七・七四）も「村屋」と同一とみられ、東大寺の園であったと考えられる。⁽²⁷⁾ このように、少なくとも史料上確認できる「村屋」は、いずれも光明子家に直属するものではないとみてよい。

以上「内裏」「広瀬村」を中心にみてきた結果、これらが天皇家産に属するものであったことが確認できたと考ええる。そしていづれも、出資形態や物品の取得方法などの表記において明らかな書き分けがなされており、光明子家とは明確な区分がなされていることが指摘できる。この他については不明とせざるを得ないが、参考までに幾つか挙げておく。「池辺御倉」は銭を出資しており、その出資区分も「請」とあって光明子家産との繋がりが

想定される。池辺は、延久二年に興福寺領として見える城下郡所在の池辺（『平安遺文』四六四〇号文書）や、十市郡にも池上郷が見える（四一五二〇）など、大和国に散見する地名であるが、このいずれかである明証はない。風間氏は、平城宮西池付近の大藏省所管の倉庫群とするが、⁽²⁸⁾ 確定するだけの根拠には乏しい。また炭を納める「登美銭司村」について、「トミ」の地名は『万葉集』巻八に「跡見田庄」や大伴坂上郎女の「跡見庄」などがみえ、現在の桜井市から宇陀市榛原区一帯にかけての初瀬川流域にあたるとみられるが、鑄銭司や光明子・坤宮官などとの関係は不明である。同様に炭を納める「生馬輪東山」は生駒山近辺かと思われる。「生馬輪東山」と同地かと思われる「和都賀」は、他では墨の産地としてみえるが、⁽²⁹⁾ 具体的な所属について判断できる材料はない。

このように、全ての地についての確実な位置付けは困難であるが、少なくとも天皇家産と坤宮官の財産が明確に分離されていることが確認されたものと考ええる。すなわち文書^④が記された天平六年の時点では、天皇の所領からの物品も光明子家産と同列に扱われていたが、文書^⑤の天平宝字四年段階では天皇家産と光明子家産の区分

がより明確化されたものと位置づけられよう。

周知の通り光明子の皇后宮職は、天平勝宝元年八月辛未に紫微中台となり、同年九月戊戌には官制が定められ、その後天平宝字二年八月甲子の官制改革によって坤宮官となる⁽³⁰⁾。この坤宮官への改組を巡っては、古く権限の縮小であるという瀧川政次郎氏の理解が一般的であったが⁽³¹⁾、その後の水野柳太郎氏や、その指摘を受けた鷺森浩幸氏によれば、坤宮官への改組後も藤原仲麻呂の関与は継続し、変わらず王家の家産管理にあたっていたと考えられる⁽³²⁾。鷺森氏が指摘されるように、『続日本紀』神護景雲三年十月乙未朔条の詔で「朕へ尔へ奉侍へ奉へ諸臣等朕へ乎へ君へ止へ念へ奉へ人へ方へ、太皇后へ尔へ能奉侍へ礼」とあることが聖武太上天皇から光明子への権限の委譲であったと考えられ、実際に光明子が天皇家産の決裁権を持っていたと見てよい。すなわち天平宝字四年は、光明子が天皇家産の処分権を代表した時期と位置づけられる。上述の、天皇家との区分が明確化されるという光明子家産の変化も、基本的にこうした事情に起因するものであるろう。ただし、光明子が天皇家産の処分権を持つことと、光明子家産が天皇家産から明確に区分されることは、一見相反することのように思われる。そこでこの

問題を考える手がかりとして、次章では光明子家産の運営について、山作所に焦点を当てて検討してゆくこととする。

二、光明子家産の運営―山作所を事例として―

(1) 奈良時代の山作所

まず、奈良時代の主要な山作所について基本的な事項を確認しておく。

奈良時代の代表的な山作所として、『万葉集』巻一、五〇の藤原宮役民之作歌にも謳われる田上山作所が挙げられる。同歌に藤原宮造営への材木供給が見えるのがこの山作所の初見である。その後は残存史料に基づき限り、天平宝字六年に造石山寺所と連携して活動を展開したことが知られる⁽³⁴⁾。田上山作所は、天平宝字六年のものと思われる田上山作所解(十五―三四六)に、

(前略)

鏝五口 鏝一口へ已上二物作山

釘八十九隻へ六寸半木付釘冊隻 五寸宇介釘冊一隻

八寸比木釘八隻

右釘作山、即附船木長上等進上如件

(後略)

とある。また同文書によれば鉄工九人が所属していたことも知られ（十五―三四七）、鍛冶工房を備え、若干の鉄器製作が可能であったことが確認される⁽³⁵⁾。

続いて主要な山作所としては、甲賀山作所が挙げられよう。こちらにも田上と同様、天平宝字六年に造石山寺所との連携に基いて活動していた⁽³⁶⁾。また、天平勝宝五年正月二十二日造講堂院甲可山所解（三一六一七）に、

造講堂院甲可山所解 申請物等事

墨繩貳拾条

墨五廷

右、為作材木、所請如件、以解、

天平勝宝五年正月廿二日丸広川

史生上毛野君（自署）「備太万呂」

とあることから、八世紀中葉には東大寺講堂造営にも関係していたと考えられる⁽³⁷⁾。また田上と同様、甲賀山作所にも金属工が所属していたことが確認でき、天平宝字六年二月五日甲賀山作物雑工散役帳（五一九二）に、「修理雑刃器等へ銚手銚鉋等」と、雑器の修理を担う鉄工の存在が見える。なおこの時甲賀山作所全体の鉄工の総数は六人であったことが同文書から窺える（五一八九）。すなわち鉄工の数は田上より少なく、その作業内容も刃

器の修理など、田上に比してより限定的であったとみられる。

以上二つの山作所についてみてきた。残存状況から史料が天平宝字六年に偏るが、いずれも造東大寺司・造石山寺所所管の造営に木材を供給したことが確認された。なおかつ鉄工の所属数などから、田上がより大規模かつ中心的役割を果たしていたとみられる。

続いて上記の点を踏まえつつ、天平宝字四年に造金堂所と連携した山作所について検討していきたい。

第一章で検討した文書⑧の中には伊賀・丹波の二つの山作所が確認できる。まずは関係する部分を列挙したい。

三百文於伊賀丹波二山作所運送木工等食物駄三疋賃

〈疋別百文〉（十六―二八八）

二貫二百文買伊賀丹波二山作并泉作所白酒四斛四斗

直へ升別五文〉（十六―一九一）

これらから伊賀山作所・丹波山作所は、いずれも法華寺造金堂所から用度銭や雑物を受けて活動していたことが確認される。ちなみに管見の限り、当該期にこれらの山作所が、造東大寺司など他の官司と関わって活動した史料はみえず、原則として造金堂所へ材木供給を行っていた可能性が高い。

そこで、これらの山作所の性格を把握するため、天平宝字二年十一月の東大寺写経所間錢下帳（十四—二〇四）に注目したい。

（前略）

十五日下錢壹伯文へ金剛般若布施料

右、遣伊賀山所勝屋主、下充如件、

主典安都

案主上馬養 勝

ここでは東大寺写経所から伊賀山作所へ遣わされた勝屋主へ、金剛般若布施料の錢百文が下されている。勝屋主は、同年十月二十八日には外散位で写経所へ上日している（十四—二一三）ことから案主かとみられる。⁽³⁸⁾ 布施料を受けている勝屋主が何らかの形で写経に従事したことは疑う余地がないが、当該写経は、先に文書⑥の検討の中でも触れた光明子延命の千二百巻経の写経である点に注意される。かかる事業の性格に鑑みれば、屋主自身も光明子家と深い繋がりを持つていた可能性が高い。

以上のように伊賀・丹波の両山作所は、原則として法華寺造金堂所への材木提供を担ったとみられる点に加え、勝屋主の動向などに鑑みて、光明子家との関係を想定しうると思われる。

さて、光明子崩御後の天皇家産の管理は孝謙天皇の処

分権の下に勅旨省が担うと考えられるが、勅旨省の前身である勅旨所の成立や、坤宮官停止の具体的な時期は明確ではない。⁽³⁹⁾ こうした問題も念頭に置きつつ、以下光明子崩御後の光明子家の山作所について検討したい。まずは天平宝字六年の造石山寺所雜材并椀皮和炭等納帳（十五—四一）の記載に注目する。ここでは、

（前略）

又取納。椀樺二百五村へ破五^(異筆)「経堂并経師房及盛殿料」

右、自伊賀山買、右兵衛物部東人進上、依員檢納如件、

主典安都宿禰

下「道主」^(自署)

とあって、伊賀山作所の樺材を造石山寺所が買い取ったことが記されており、両者間の材木移動は売買関係であったことが知られる。同時期の田上・甲賀の二山作所と造東大寺司・造石山寺所との間の材木移動は「進上」「運来」など（五一—四〇、五七など）、売買関係を示す文言ではなく、造寺司と直結する山作所からの材木移動が売買関係にないことは疑いない。⁽⁴⁰⁾

このことを踏まえて伊賀山作所と造石山寺所との間の材木移動が売買関係にあることを解釈するならば、両者

は本来、所属を異にする山作所であったと理解されよう。すなわち伊賀山作所は、元来光明子家に属したものであり、光明子の没後も造東大寺司所管の山作所とは区別されてきた可能性が高い。

さて丹波山作所については次節で改めて検討することとし、ここまで幾つかの山作所について検討してきた結果を振り返っておきたい。推測に互った部分もあるが、田上・甲賀のように造東大寺司・造石山寺所に直属して材木を供給し続ける山作所、光明子家に所属し、光明子没後も田上や甲賀とは異なる位置付けを保った伊賀山作所など、各山作所が異なる財源系統に属していたことが指摘できよう。このような点から、光明子没後少なくとも天平宝字六年の時点までは、その家産の枠組みが一部残され、他と区別されていた可能性が高いと考えられる。

(2) 山作所運営の様相

では続いて、こうした山作所の運営の様相についてみていきたい。まずは史料が比較的豊富に残る、光明子没後の時期から検討を加える。

天平宝字六年四月九日造石山院公文案(十五—一八

五)には、

符 山作所

応向仕丁額田部広浜

右、為令足庭役使、喚召如件。宜承知状、不過今

時返向。(中略)

右、附便広浜仰下、宜承知、早速施行、今具状、以

符、

主典安都宿禰

六年四月九日

と、仕丁額田部広浜を、足庭すなわち造営現場へ向かわしめたことが見える。天平宝字六年一月十五日の雑材并檜皮和墨等納帳に、玉作子綿が額田部広浜に附して檜皮を進上したとあり(十五—二七八)、この当時玉作子綿が田上山作所にいたことは他にも多数の文書によって確認されるので、広浜は元々子綿と同じ田上山作所に上日していたとみられる。すなわち額田部広浜は、四月九日に田上から足庭へと異動させられたとみられ、仕丁クラスの諸現場間の異動が窺える⁽⁴⁾。このことを踏まえつつ、天平宝字六年の他田水主啓(十六—二七六)に目を向けたい。

謹啓

納日下部子虫服物櫛匙、在東塔所即御封。又昨日自

丹波山仕丁丹生嶋君参申、子虫服^給。即水主問、自何日参上、又仰給米事何。答申、今月十六日發参上、又材木依雨太落、皆流散、依此収米不進上状申上云。又問、兩者自何日落。答申、自十七日々中。又問、兩者自十七日落、嶋君者自十六日参上、何知雨大落。答申、雨可大落時者、預水際益^川、以此雨大可落云進上申。(後略)

ここでは、丹波山作所から移動してきた仕丁丹生嶋君が、具体的な移動の日時をめぐって他田水主の尋問を受けた様子が記される。水主は、この年正月に経所上案主とあることから(十五―一四二)造東大寺司にあったものと考えられ、丹波山作所の運営が、造東大寺司によって担われていたことが知られる。

丹波山作所は、文書^⑧に見えるように天平宝字四年の段階では光明子家産に属していたとみられるが、天平宝字六年の時点でどのような位置づけであったか、直接判断する材料はない。ただ、天平宝字六年閏十二月十九日、奉写大般若所が泉木屋所へ發給した符に、「丹波樽」を購入して進上せよとの指示が出されていることは注目に値しよう(十六―一一二)。栄原水遠男氏によれば、当該写経は小僧都慈訓の宣によって開始された大般若経書

写で、孝謙太上天皇・道鏡による十二灌頂経・仁王経疏書写に対抗して、淳仁天皇・藤原仲麻呂によって行われた事業と推測される^(⑨)。また氏は、その財政運営は造東大寺司とは独立して行われたことを指摘されているが、奉写大般若所は石山寺の写経所が奈良へ帰ってきたものであり、安都雄足が雑物調達にあたり(十六―六九)別当を務めるなど(十六―三七六)組織上は造東大寺司に直属するものであったとみられる。すなわち、奉写大般若所が「丹波樽」を購入していることは、造東大寺司の写経機関が丹波の木材を購入することとなり、丹波山作所が造東大寺司に直属するものではなかった可能性が高い。そしてこの推測が妥当であるとすれば、造東大寺司は直属しない山作所の運営にも官人や仕丁を派遣していたことになる。

上記の推測が強ち誤っていないことは、天平宝字四年段階で光明子家産に属し、同六年の時点でもその痕跡を留めていた、伊賀山作所の事例を見れば首肯されよう。すなわち、天平宝字七年正月三日の造東大寺司告朔解(五―三七七)に、「伊賀山作所別当二人(史生正八位下阿刀造与佐弥 左大舍人少初位上土師宿禰家守)」とあるように、伊賀山作所の別当は造東大寺司官人である阿

刀与佐弥と土師家守が勤めている。この点から考えると、光明子没後の同家家産の山作所運営において、別当や仕丁といった人員の差配は他の山作所と横断的に、造東大寺司によって担われていたといえよう。

さて、以上は光明子没後の史料であるが、こうした運営が光明子没後のみに見出せる特徴かといえば、必ずしもそうではなかったと考えられる。諸所での用度銭や功料などを申請した文書である天平宝字三年四月十六日坂田池主請銭所用注文(四一三六〇)には、

合請銭壹伯玖拾伍貫漆伯伍拾文之中へ十一貫五百文
自作物所受)

用壹伯肆拾貫捌伯陸拾参文

(中略)

五十二貫充伊賀山作所

五十一貫充高嶋山作所

(中略)
以前、起宝字二年十一月廿九日、迄三年三月中、請
銭并所用如件、

天平宝字三年四月十六日坂田池主

と、伊賀・高島両山作所における用度銭が並行して申請されている。この文書の発給者である坂田池主は、天平

勝宝二年から造東大寺司への上日が見え、天平宝字四年以降は東大寺東塔所領などの経歴が知られ、造東大寺司の下級官人であった。⁽⁴³⁾このように光明子の生前であつても、伊賀山作所の用度銭が造東大寺司官人によって差配された場合があり、光明子家の山作所の管理・運営に造東大寺司が大きな役割を果たしていた可能性が高い。⁽⁴⁴⁾

おわりに

論述が冗長に流れたので、一度ここまでの検討結果についてまとめておきたい。

①光明子家産は、天平六年段階では天皇家産との一体性が強いが、天平宝字四年までの間に天皇家産からの自立が進み、両者は明確に区別されるにいたつた。②光明子家産には、伊賀・丹波などの山作所が含まれ、造東大寺司の山作所とは財源などの面で異なる位置づけにあった。③ただしそれらの実際の管理・運営には、造東大寺司による官人派遣などの関与がなされたものと考えられる。

これらを通じてまず言えることは、鬼頭氏が述べられた、律令国家財政から相対的に自立した側面が存在することは疑いない、という点である。鬼頭氏は主に天平六

年の史料から自立性を論じられるが、かかる自立性は時期が下るとより明確化し、天皇家産からも明確に区別されていったことが今回の検討によって明らかにできたものと思う。この背景については、今回の検討のみによって結論づけることは控えたいが、美濃国勅旨田といった聖武の私領ならびにそれを管理する勅旨所の成立⁴⁶の影響が一つには挙げられよう。その他、天皇家の家産処分権を光明子が代行するにあたり、天皇家とのより明確な区分が求められた、といった可能性も想定される。

こうした天皇家産との区分が進む一方、中林氏や山下氏が論じられるような律令国家・王権との一体性もまた否定できない。本稿では光明子家産の山作所や造金堂所の運営に造東大寺司が大きく関与していたことを指摘したが、造東大寺司の前身にあたる、金鐘寺あるいは金鐘寺山坊の造営を担った司が、皇后宮職と深い関係のもとに成立したことは諸先学の指摘するところである⁴⁷。また吉川真司氏によれば、造石山寺所は造東大寺司の一部局であるが、内裏と造東大寺司とをつなぐ機能も担っていたと考えられる。すなわち、造東大寺司と天皇家との構造的連関も想定されるため、光明子家産と天皇家産の關係は複雑な様相を呈するのである。

造東大寺司を含めた全体像については今後の課題としたいが、最後に律令国家などとの關係について、見通しを含めつつ述べておきたい。本稿で取り上げた丹波山作所に關連して、長屋王家木簡に、

・丹波柚帳内

・「□上」

⁴⁹と、長屋王家の所領に丹波柚が存在することが留意される。光明子家産の丹波山作所との關係は不明だが、長屋王の変後に同王の邸宅が没官され同地に皇后宮職が置かれた事実⁵⁰や、今回の文書⁵¹にも見えた佐保も長屋王家から没官され光明子家に配された可能性が指摘されていることに鑑みれば、長屋王の変後に没官された柚が光明子家に配された可能性を考える必要もあろう。同様の可能性は、文書⁵²に見えた「山口」についても想定され、前掲木簡と同じSD四七五〇出土木簡に「山口御田司」とあることが知られる。勿論、同じ地名があるからといって即座に全て長屋王家との關係に帰結するのは、余りに短絡的ではある。ただ、没官について論じられた古尾谷知浩氏によれば、平安初期の没官地などは天皇家と近い所に分配される傾向にあるとされ⁵³、奈良時代においても、越中国石粟莊（旧橋奈良麻呂地）や越前国道守莊（田辺

来女の没官墾田を含む)など、没官地が勅施入される場合が散見し、天皇家産に併合されるものであった可能性は高い。⁽⁵⁴⁾

このように没官地が、形式的には一度天皇の家産に組み込まれた後に光明子家産に編入されたと仮定するならば、光明子家産は天皇家産を前提として、律令が規定する没官の手續に則して成立する場合があったことになる。また没官地の場合でなくとも、岸俊男氏が指摘されるように、律令公民の一部から割取された封戸が納める封租によって皇后宮職の財源に充てられた場合もある。⁽⁵⁵⁾以上の点からすれば光明子家産は、律令国家財政や天皇家産から切り分けられた部分が大きな比重を占めていた可能性が高い。すなわち、中林氏や山下氏が指摘される、皇后宮職と律令官僚機構・国家業務・天皇権力などとの一体性は、財政面においても同様に看取されるものと位置づけてよいであろう。このように考えれば、皇后宮職の律令国家財政に対する自立性は、むしろ律令国家や天皇家産を基盤として成立するものであったと理解しておくのが、現在のところ穩当であろう。

推測に互る部分も多く、改めて山積する課題を露呈するばかりとなったが、一まず擱筆する。大方のご叱正を

請いたい。

註

- (1) 奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸跡—左京二条一坊・三条二坊発掘調査報告—』吉川弘文館、一九九六年。初出一九九五年。
- (2) 瀧川政次郎「紫微中台考」(『法制史論叢 第四冊 律令諸制及び令外官の研究』角川書店、一九六七年。初出一九四四年)。井上薫「長屋王の変と光明立后」(『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館、一九六一年。初出一九五六年)。同「皇后宮職の写経事業」(『奈良朝仏教史の研究』吉川弘文館、一九六六年)。
- (3) 岸俊男「光明立后の史的意義—古代における皇后の地位—」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年。初出一九五七年)。
- (4) 鬼頭清明「皇后宮職論」(『古代木簡と都城の研究』塙書房、二〇〇〇年。初出一九七四年)。
- (5) 中林隆之「律令制下の皇后宮職」(上)・(下) (『新潟史学』三一・三三、一九九三年・一九九四年)。
- (6) 山下有美「皇后宮職管下の写経機構」(『正倉院文書と写経所の研究』吉川弘文館、一九九九年)。
- (7) 福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造営」(『日本建築史の研究』綜芸舎、一九八〇年。初出一九三三〜三五一年)。
- (8) この他造金堂所が発給した文書やそれらの断簡はいく

つか存在するが、今回は同事業の総決算報告である当該部分を検討の対象とする。なお『大日本古文書』の編年と異なり、天平宝字四年の文書であることは福山敏男「奈良時代に於ける法華寺の造営」（福山氏前掲註(7)）書所収。初出一九三九年）によって明らかにされた如くである。

- (9) 黒田洋子「正倉院文書の一研究―天平宝字年間を表裏関係から見た伝来の契機―」（『お茶の水史学』三六、一九九二年）。なお福山氏前掲註(7)論文では法華寺阿弥陀堂造営に関する文書であるとされており、これが長く定説化していたが、現在黒田氏の所論をはじめとして、法華寺金堂造営に関わるものとする説が有力となっている。
- (10) 鬼頭氏前掲註(4)論文。
- (11) 七―三六―七。山下氏前掲註(6)論文。
- (12) 石上英一「官奴婢について」（『史学雑誌』八〇―一〇、一九七一年）。
- (13) 『日本書紀』齊明二年是年条。
- (14) 『続日本紀』天平八年六月乙亥条。
- (15) 『続日本紀』天平十年十月丁卯条。
- (16) 鬼頭氏前掲註(4)論文。
- (17) 「持来」は「運」「作運」などの場合もある。
- (18) 風間亜紀子「天平宝字年間における法華寺金堂の造営―作金堂所解の検討を中心に―」（『正倉院文書研究』九、二〇〇三年）。
- (19) 山本幸男「御願經三六〇〇巻書写の全体像」（『写経所文書の基礎的考察』吉川弘文館、二〇〇二年。初出一九

九五・一九九六年）。

- (20) また奈良永遠男氏も、後金剛般若經書写に薪を供出した「佐保」が坤宮官の荘である可能性を指摘している（『佐保宅の性格とその写経事業』西洋子・石上英一編著「正倉院文書論集」青史出版、二〇〇五年）。
- (21) 吉田孝「律令時代の交易」（『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年。初出一九六五年）。
- (22) 風間氏前掲註(18)論文。なお氏によれば、この「丹波宅」に物品を納入する封戸は、東大寺の封戸とも法華寺の封戸とも一致しないとされる。
- (23) 風間氏前掲註(18)論文。
- (24) 石上氏前掲註(12)論文。
- (25) なお、表2では各津から木材を購入によって調達しているが、これは津の流通拠点としての機能に基づくものと考えられる。
- (26) 吉田氏前掲註(21)論文。
- (27) 竹内理三「竹内理三著作集」一 日本上代寺院経済史の研究（角川書店、一九九九年。初出一九三三年）。
- (28) 風間氏前掲註(18)論文。
- (29) 神護景雲四年の奉写一切経所関係文書（六一―三―四）、宝龜三年の奉写一切経所関係文書（十九―二―四七）など。
- (30) 以上、『続日本紀』による。
- (31) 瀧川氏前掲註(2)論文。
- (32) 水野柳太郎「紫微中台と坤宮官」（『奈良史学』一〇、一九九二年）、鷲森浩幸「八世紀の王家の家産」（『日本古代の王家・寺院と所領』塙書房、二〇〇一年。初出一九

九六年)。

- (33) 鷺森浩幸「王家と貴族」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座 第二巻 律令国家の展開』東京大学出版会、二〇〇四年)。

- (34) 五―五―三三・三三五―五四、十五―二六〇―八九・三七八―四三六・四四一―五三、十六―二三二―五二など。

- (35) なお山作所が鍛冶工房を持つ事例としては、大安寺太山蘇麻(尾山代遺跡)が挙げられる(鷺森浩幸「大安寺の所領」『日本古代の王家・寺院と所領』塙書房、二〇〇一年。など)。

- (36) 五一六〇・三三五―五四、十五―二六〇―八九・三一四―四一、十六―二三二―五一など。

- (37) 福山氏前掲註(7)論文。

- (38) 山本氏前掲註(19)論文。

- (39) 天平宝字四年の光明子崩御後ほどなく坤宮官が廃止されたとする岸俊男氏の指摘(岸氏前掲註(3)論文)や、これを受けて坤宮官と入れ替わりに勅旨省の前身が成立したとする鷺森浩幸氏の説がある(鷺森氏前掲註(32)論文)。但し、近年の田島公氏の成果に拠れば、勅旨省の前身である勅旨所は、遅くとも天平勝宝八歳までには美濃国勅旨田といった聖武の私領管理・経営のために成立していた可能性が高い(「美濃国東大寺領大井荘の成立事情(上) (下)―天平勝宝八歳七月十二日付「大井荘勅施入文案」をめぐる―」『季刊ぐんしょ』六〇・六一、二〇〇三年)。

また坤宮官についても、少なくとも一周忌までは家政機関が存続するものであり天平宝字五年六月七日までは確実存在したと見る瀧川政次郎氏の所説があり(瀧川氏前掲註(2)論文)、最近の中村順昭氏の成果では、没後の写経事業の継続や正倉院文書の甲斐国司解(四―五二三)に「坤宮官廝丁」の文言があることから天平宝字五年十二月ごろまでは存在したとの見解を示されている(「光明皇太后没後の坤宮官―その写経事業をめぐる―」『律令官人制と地域社会』吉川弘文館、二〇〇八年。初出二〇〇三年)。

- (40) なお、同文書には他の山作所からも材木を購入した事例が見える。正月十五日には榑材二百九十六村を「自高嶋買、勝屋主進上」(十五―二六一)、高島山作所から二月九日には檜皮五十五圍を「自三雲山買、右兵衛物部東人進上」とある(十五―二六四)。

- (41) なお、長上工など工人の移動については、榑木謙周「律令制下の技術労働力編成―技術官人を中心に―」(『日本古代労働力編成の研究』塙書房、一九九六年。初出一九九九年)、拙稿「八世紀の木工寮と木工支配」(『日本歴史』七一四、二〇〇七年)を参照されたい。

- (42) 栄原永遠男「奉写大般若経所の写経事業と財政」(『奈良時代写経史研究』塙書房、二〇〇三年。初出一九八〇年)。

- (43) 特に、四―四一、十四―三八六・三九〇・三九一などでは功銭・用度銭などの請求にあたっては。

- (44) 風間重紀子氏が指摘するように、造金堂所も同様に阿

刀雄足など造東大寺司官人によって運営が担われている(風間氏前掲註(18)論文)。また文書⑧そのものが、続集三十六の石山紙背文書に含まれることからも、造石山寺所との連携が想起されよう。このように本来的に造東大寺司や造石山寺所との連携が強い構造であったことが指摘できるが、これは光明子家に限ったことではなく、光明没後に成立した勅旨省も、初期には造石山寺所と連携していたことが指摘されている(鷲森氏前掲註(32)論文)。

(45) 鬼頭氏前掲註(4)論文。

(46) 田島氏前掲註(39)論文。

(47) 福山敏男「奈良朝に於ける写経所に関する研究」、『東大寺の創立』(ともに、『福山敏男著作集二』中央公論美術出版、一九八二年所収。初出はそれぞれ、一九三二、一九三三年)、堀池春峰「金鐘寺私考」、『南都仏教史の研究』上、東大寺篇』法蔵館、一九八五年。初出一九五五年)、若井敏明「造東大寺司の成立について」、『続日本紀研究』二四三、一九八六年)、渡辺晃宏「造東大寺司の誕生―その前身機構の考察を中心に―」、『続日本紀研究』二四八、一九八七年)など。なお若井氏と渡辺氏との間には、造東大寺司の前身である金光明寺造仏所の在り方や、造東大寺司への展開過程に関する論争があるが、ともに皇后との私的な関係の延長線上にあるという点では共通しているため、ここでは立ち回らない。

(48) 吉川真司「奈良時代の宣」、『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年。初出一九八八年)。

(49) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十三)―長屋王家木

正倉院文書からみた光明子家産

簡二一(奈良国立文化財研究所、一九九〇年)七頁。

(50) 渡辺晃宏「二条大路木簡と皇后宮」(前掲註(1)書所収)。

(51) 榮原氏前掲註(42)論文。

(52) 奈良文化財研究所『平城京木簡二―長屋王家木簡二―』(二〇〇一年)三〇四―。

(53) 古尾谷知浩「国家反逆罪における没官物の処分」(『律令国家と天皇家産機構』塙書房、二〇〇六年。初出一九九七年)。

(54) 鷲森氏前掲註(32)論文。なお越中国石粟荘については、藤井二二「日本古代庄園の成立と開発」(『金沢経済大学経済開発研究所紀要』一、一九八一年)および、田島公「天平宝字元年の勅旨と越中国砺波郡の戒師本田」(『砺波散村地域研究所研究紀要』一〇、一九九二年)を参照のこと。また、越前国道守荘については、岸俊男「越前国東大寺領庄園をめぐる政治的動向」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年)および藤井氏前掲論文を参照のこと。

(55) 岸氏前掲註(3)論文。なお、『続日本紀』天平宝字四年六月乙丑の光明子崩御の記事に、「天平元年、尊大夫人為皇后。湯沐之外、更加別封一千戸、及高野天皇東宮封一千戸」とある。

(付記) 本稿は、平成二十二年科学研究所費補助金(特別研究員奨励費)による成果の一部である。